

雇児育発第0820第3号
平成21年8月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長



放課後児童健全育成事業における児童の安全確保の徹底について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における児童の安全確保については、従来から種々ご尽力をいただいているところですが、特に夏季においては、水の事故が多く発生しているところです。

平成21年8月19日には、放課後児童クラブの利用児童が、屋外活動中に川で流されて亡くなるという痛ましい事故がありました。

こうした事故の発生防止のため、各都道府県においては、児童の水遊び、遊泳等の屋外活動を行う際には、あらかじめ屋外活動場所に関する危険か所を把握した上での適切な活動計画の作成、放課後児童指導員及び利用児童に対する注意喚起、水遊び時の管理体制の強化など、児童の安全への配慮等について、各放課後児童クラブ事業者への周知徹底を行うよう管内の市町村に対し周知願います。また、各指定都市、中核市においては各放課後児童クラブ事業者に対し、これらの点について周知徹底を図るようお願ひいたします。

また、平成19年10月に策定しました放課後児童クラブガイドラインにおいては、放課後児童クラブを運営するに当たっての必要な基本的事項として、「あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと」とされておりますので、放課後児童クラブの運営の向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

なお、貴部局以外の放課後児童健全育成事業を所管する関係部局にも周知頂きますようお願ひいたします。

おって、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であります。